

第2回佐久市生活安全推進協議会 議事録

開催日	令和2年2月4日(火)	開催場所	市役所701会議室	時間	50分
出席者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員（大井伯一、浅野元宏、橋詰博一、宮川俊一、森角和士、井出幸義、小林淳、酒井照子、横井秀典）</li> <li>・事務局（小林総務部長、土屋総務課長、内藤総務係長、総務課総務係 日向）</li> </ul>			委員 出欠	出席9人 欠席2人
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料No.1～No.4</li> </ul>				
<p>(午前9時30分～)</p> <p>1 開会 <span style="float:right">進行：総務部長</span></p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事 <span style="float:right">進行：大井会長</span></p> <p>[事務局]</p> <p>(1) 佐久市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（案）について事務局から説明</p> <p>[会長]</p> <p>ただ今事務局から佐久市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（案）の説明をいただきました。この件に関して、質問あるいは確認事項等ありましたら発言願います。</p> <p>[委員]</p> <p>画像及び記録媒体の保管期間が最長1ヶ月以内で必要な保管期間を定めるとしているが、もっと長く期間を設けない理由があるのか。</p> <p>[事務局]</p> <p>保管期間については、長期間保管する理由があればよいが、通常の施設管理上において使用する場合に、長期間保管する理由が無いため、できるだけ短期間としたい。防犯上何かあれば、通常翌日ないしその週のうちには防犯カメラを確認することになる。1ヶ月以上後に確認するという事は、今のところ想定していない。最長1ヶ月以内の間で、それぞれの施設において保管期間を設定していただきたい。</p> <p>[会長]</p> <p>その他に何かありますか。</p> <p>[委員]</p> <p>画像及び記録媒体の情報を提供した場合に、例えば、画像等を無断で複製したとか、加工されている画像だということが分かるものなのか。</p>					

[事務局]

情報提供することを考えている対象として、国や警察などの公共機関等を想定している。画像自体コピーできないもので渡すことは可能。映像の修正や加工がされていないかの確認については、今のところ想定していないので、内部で確認したい。

[会長]

それでは確認をお願いしたい。その他に何かありますか。

[委員]

今回はあくまで公共施設への設置だが、今後、街頭等に設置をすることになった場合、改めて検討はされるのか。

[事務局] 今回の設置は公共施設に限定している。今後は、街頭や交差点、繁華街への設置が想定されると思うが、その際は、改めてこの協議会を通じて検討をお願いしたい。

[委員]

外部からパスワードを入力し画像を確認する防犯カメラの遠隔操作的なことは考えているのか。

[事務局]

現時点では、施設内にハードを設置し、管理者等が閲覧、管理をしていくかたち。外部からパスワードを入力し画像を確認することは想定していない。光ケーブルが整備されれば、学校にハードを設置して教育委員会で同じ画像を確認するようなことは想定できると思うが、現時点では想定していない。

[委員]

管理する方が情報漏えいすることのないように、しっかり認識をもって対応してもらいたい。

[事務局]

職員に対しては、個人情報保護の観点から守秘義務がある。当然それを破れば懲戒処分という罰則がある。管理側としても、そういった罰則規定があることを周知徹底していく。

[委員]

罰則規定があることをガイドラインに載せられるようならお願いしたい。

[委員]

警察への情報提供以外には、こういった事例を想定しているのか。

[事務局]

事例としては、行方不明者が発生した場合に画像の閲覧を行ったことがある。市がお願いして情報提供いただく場合もある。

[会長]

その他に、何かご意見ありますか。

[委員]

第9条の画像の保管について、できるだけ短期間と記載しているが、1日で画像を消去

しても短期間だからという理由がとおる。この表現だと実際に画像を提供してほしい時に、果たして画像の提供が可能なのか。

[事務局]

私たちの施設は保管期間が1日でいいということになると、それまでになってしまう。警察への捜査協力といったところも勘案しながら期間を設けなければいけない部分もある。表現については、再度検討させていただく。

[会長]

その他に、何かご意見ありますか。

このガイドライン（案）を作成するに当たり、人権等のバランスに苦勞しながら、かなり細かく作成していただいたように見える。あくまで、今示しているのは案なのでこの機会に多くのご意見をいただきたい。

[委員]

第11条に警察等への捜査協力が記載されている。警察等から文書による要請等を受けたときに提供することになっているが、この記載だと、警察からの要請があれば何でも提供して良いかのように捉えられる。目的に反した場合には提供しないような表現が必要ではないか。

[事務局]

誤解が生じないような表現に改める。

[会長]

今の話は、捜査関係事項照会書のことだと思うが、必要な事項を求めることができるといった任意のものである。強制でないためおそらくこういった表現をされたと思うが、再度検討をお願いしたい。

[委員]

例えば、自分の両親が行方不明になって、個人的に探しているといった状況の場合に、市へ閲覧の申請を出したら画像を確認できるのか。

[委員]

行方不明の場合、当然警察に届出と思うが、警察から市への依頼により、市が管理責任者へ依頼をする形になる。個人の方からの依頼により、市が提供することは基本的にはあり得ない。

[会長]

他にはよろしいですか。

次に（2）その他について事務局より説明願います。

[事務局]

（2）今後のスケジュールについて確認を含めて説明。

[会長]

今後のスケジュールについて何か質問等ありますか。よろしいですか。

全体をとおしていかがですか。

[委員]

警察へ情報提供を行うので、警察からも自治体が防犯カメラを設置する場合の補助をいただけたらありがたい。

[事務局]

財源の確保については、県・国に対して佐久市から長野県市長会へ提案し、現在、北信越市長会をとおり全国市長会で決議され、全国会議員・関係省庁に要請している状況です。

[会長]

ご意見ということによろしいですかね。

他によろしいですか。

無いようですので、これで議事は終了とします。活発なご意見また、進行にご協力いただきありがとうございました。

4 閉会・・・総務部長

(終了：10時20分)